

会議名	令和元年度 第1回港区住居表示協議会	
開催日時	令和元年6月7日(金) 午後6時30分から 午後7時30分まで	
開催場所	区役所9階 911~913会議室	
委員等	出席者 31名 田中秀司会長、松田研一委員、山口功委員、高見沢実委員、田谷克裕委員、島田幸雄委員、白石真一委員、伊尻隆委員、川波佳正委員、守屋正巳委員(代理 長谷川寛子氏)、山田透委員(代理 井上敏郎氏)、加藤光一委員(代理 山室徳生氏)、野尻三重子委員、須永達雄委員、池田朝彦委員、中島靖武委員、小泉陽一委員、西崎暁彦委員、梅田武久委員、金原時成委員、大島研二委員、新井樹夫委員、星川邦昭委員 安藤俊彰幹事、中林淳一幹事、鈴木雅紀幹事、土井重典幹事、櫻庭靖之幹事、増田裕士幹事、山本隆司幹事、井上茂幹事、 欠席：三好治雄委員、遠藤豊成委員、加藤泰委員、石倉悠吉委員、野澤靖弘委員	
事務局	芝地区総合支所区民課	
傍聴者	なし	
会議次第	1 開会 2 新委員の紹介 3 議事 (1) 平成30年度第1回港区住居表示協議会議事録の確認 (2) 町区域及び町名に関する協議 4 その他 5 閉会	
配付資料	資料1	平成30年度第1回港区住居表示協議会議事録(案)
	資料2	高輪ゲートウェイ駅周辺の住居表示再整備の協議案について
	資料2-2	住居表示再整備協議案及びその他案図面
	資料2-3	各案における「港区住居表示の実施基準」及び今回の住居表示再整備の考え方との整合性について
	参考資料1	港区住居表示協議会委員名簿
	参考資料1-2	港区住居表示協議会規則
	参考資料2	町区域変更等実施までの流れ
	参考資料3	港区総合支所及び部の設置等に関する条例 別表
	参考資料4	港区立小・中学校通学区域一覧表
会議の結果及び主要な発言		
安藤幹事	1 開会	(幹事により、港区住居表示協議会の開会)
安藤幹事	2 新委員の紹介	(委員の委嘱状及び幹事の任命書の交付・配付資料確認)

3 議事

田中会長

(1) 平成30年度第1回港区住居表示協議会議事録の確認

本日の協議会については、過半数を超える委員のご出席をいただいております。港区住居表示協議会規則第5条第1項により、本会は有効に成立いたしております。

それでは、議事1について、事務局より説明をお願いします。

安藤幹事

前回、ご出席いただきました委員の皆様には、事務局より、予め確認で送付させていただきました。修正点が無ければ、これを記録として確定したいと思います。よろしいでしょうか。

特に異議がございませんので、これで確定させていただきます。

なお、本議事録は、今回の住居表示再整備の協議がすべて終了し、住居表示の再整備が完了した後に、ホームページにて公表させていただくことをご了承いただければと存じます。

田中会長

何かご質問はありますか。

ご質問が無いようでしたら、次に進みます。

(2) 町区域及び町名に関する協議

田中会長

次に、議事(2)の「町区域及び町名に関する協議」に入ります。

まず、本日の協議会における協議の到達点(進め方)について申し上げます。

今回と次回の協議会において、区から、具体的な町の区域及び町名に関する協議案について、委員の皆様にご説明いたします。

本日は、区がこれから説明する協議案について、ご意見を伺います。いただいたご意見を参考にさせていただき、今後、最終的に区において、町の区域の変更の素案を決定してまいります。そのため、本日は、委員の皆様から忌憚のないご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

安藤幹事

お手元に資料2、資料2-2、資料2-3をご用意ください。

最初に、前回の協議会を開催した際の資料において、住居表示の再整備の対象区域を「品川駅北周辺地区の・・・」と表現方法を取っておりましたが、新駅の名称も発表され、より、分かりやすくするため、今回からは対象地域は同じですが、「高輪ゲートウェイ駅周辺」という表現に変更させていただきます。

では、資料2<高輪ゲートウェイ駅周辺の住居表示再整備の協議案について>に基づき説明させていただきます。

まず、項番1、住居表示再整備の必要性及び時期についてです。

昨年度末に行った平成30年度第1回住居表示協議会で概要は説明しております。

品川駅北周辺地区土地区画整理事業、泉岳寺駅地区第二種市街地再発事業が行われており、まちづくりが進められています。

その結果、線路が移設されたり、道路が廃止・新設などにより、区画の形状また、線路・道路が定められた場所がなくなってしまう、町境が不明確になってしまいます。そのため、改めて住居表示の再整備をする必要性があります。

また、通常、土地区画整理事業の区域の場合、換地処分に合わせて住居表示を再整備するというのが通例となりますが、2020年の春には高輪ゲートウェイ駅が暫定開業し、2024年には街びらきが行われる予定と聞いています。また、今回再整備をする対

象が広範囲のため、できるだけ前倒しで行うということで、時期を定めております。2020年（令和2年）3月に住居表示の再整備の実施を目指すということで、具体的に明示をしているところが前回と違うところであります。

次に、項番2、住居表示の整備に関するルールについてご説明いたします。

住居表示については、住居表示に関する法律が、昭和37年5月に施行されています。この法律は合理的な住居表示の制度及びその指針について必要な措置定めるというもので、今回の住居表示の再整備に関して、該当する条文は、第5条、町または字の区域の合理化に関する規定になります。

具体的には不合理な町または字の区域があるときには、できるだけその区域を合理的にし、また、町名については従来 of 名称に準拠し、読みやすく簡明なものするという内容の規定になります。

国はこの法律に基づき、具体的な実施基準を定めており、区はその実施基準に基づいて、港区住居表示の実施基準を定め、これまで住居表示の実施及び再整備を行ってきました。

今回、第5条関係の港区住居表示の実施基準について一部抜粋をしているところが、町区域の合理化、町の名称の定め方についてです。

町区域の合理化については、町の境界、町の形状、町の規模について、3点記載してあります。

また、町の名称の定め方については、具体的な注意点について規定しています。

今回、住居表示の再整備にあたっては、法律及び港区住居表示の実施基準に基づいて、従来通り実施する計画になっています。

次に、住居表示再整備の考え方についてですが、今回の住居表示再整備にあたっては、特に次の点について留意することとしました。

一つ目の留意点は、現行の住居表示の基で社会活動を行っている区民や事業者の方への影響を避けるため、住居表示の再整備はわかりやすく合理的に必要な限度で行うということです。

二つ目に、対象区域については、これまでは車両基地で人がほとんど入らない広大な土地から住宅・商業地域へと利用転換がなされることを踏まえ、このような地域の特性、また将来、この地域が国際的にも交流の拠点になってくるなど、将来を見据えた周辺とのつながりを踏まえて、住居表示の再整備を行う点を留意点としています。

それでは、具体的な住居表示の再整備の協議案について説明します。

資料2の右上の項番3、住居表示再整備の協議案の概略図と資料2-2（A4の4枚つづりの1枚目）協議案（A案）をご覧ください。

最初に、概略図の見方からご説明します。

この図では、左側が田町駅側（北側）になっています。右側が品川駅側（南側）になっています。今回、赤い線が、新しい町の境界として考えたものです。同じく、この図の黒い破線は、今の町の境界になります。泉岳寺駅再開発地区と記載の上の方にまっすぐ垂直に伸びている線が、現在ガード下のトンネル、通常おぼけトンネルと呼ばれている道路に沿って、町の境界が定められているラインです。

現在大きく分けて、線路・道路に基づいて、境界が定められています。

今回その境界を、新たに赤い線で定める内容となっています。

資料2-2で、わかりやすく説明します。

この協議案（A案）の図面は、上の方が北、下の方が南となっています。三田三丁目、高輪二丁目、高輪三丁目と赤文字で表示がありますが、その左側に黒の破線で上から下に伸びている線があります。これが現在のJRの線路に基づいて、町の境界を定めているラインです。また、図面の真ん中あたりに港南二丁目、芝浦四丁目、港南一丁目と記載のあたりに港南の方へ伸びる黒い破線が、おぼけトンネルに基づいた町の境界です。

今回、上から下に伸びて、高輪ゲートウェイ駅を通過して下まで伸びている赤い線、それから港南二丁目、芝浦四丁目、港南一丁目と、記載の上の方に西から東へ伸びている線に基づいて、新たに町の境界を決めるという案になります。

ここまでの中で、質問はございますか。なければ説明を続けます。

今回、新たな線路または道路に基づき、新たな町の境界を定め、その結果として、町区域を定めます。その具体的な検討内容をご説明します。

資料2の項番3－(2)、港区住居表示の実施基準に基づく検討をご覧ください。まず、町区域の合理化についてです。

町の境界については、既存の三田、高輪及び港南の各町区域の境界となっている線路や道路が今後廃止される予定になっています（黒色の破線の部分）。

具体的には、JRの線路については、高輪ゲートウェイ駅を通る形で整備され、既存の線路は廃止される予定になっています。また、おぼけトンネルについても、今後、横に第二東西連絡道路ができるということで、廃止する予定です。

現在、このように町の境界として定められている線路及び道路が、今後廃止になれば町の境界が不明確になってしまうため、協議案では、周辺に新たに整備される恒久的な施設である線路、または道路の側線に沿って、町の境界を定めるという案になります。

なお、概略図の中で4-1街区と5街区の真ん中から右のあたりの縦の赤い線は、今後整備する予定になっている道路になります。今後この道路も、町の境界のひとつと考えています。

すなわち、区として考えているのは、移設された線路及び整備された第二東西連絡道路、また、区画3号線を町の境界線に使うという案になります。

続いて町の形状について、説明します。

今後、赤い線に基づいて、町の境界を定め、それに合わせて三田三丁目、高輪二丁目及び高輪三丁目の町区域をこの線路の側線まで、拡張することにより、従前の町区域と新しい町区域の一体性を図っていきたいと考えています。これまで、線路に基づいて、東側は芝浦四丁目、港南二丁目、西側は三田三丁目、高輪二丁目及び高輪三丁目と大きく町を分けていました。今回線路が東側に移りますが、引き続きこの線路を利用して東側、西側と町の境を決めていきたいと考えています。

また、三田三丁目、高輪二丁目及び高輪三丁目については、東側に同じような形でスライドさせるという発想のもと、今まで第二東西連絡道路の横のおぼけトンネルに基づいて定めていたラインを、第二東西連絡道路の線に沿って三田三丁目、高輪二丁目、また高輪三丁目については、桂坂に沿った線に基づいて、それぞれ東側に伸ばしていきたいと考えています。

これにより、一団を形成し、線路による分断を回避することができることとなります。

なお、6街区の下にある「A」と記載した部分については、土地区画整理事業の区域外になっています。具体的には、京浜急行の線路の部分になっていて、京浜急行の西側を町の今の境界としています。今回、土地区画整理事業の中では、京浜急行の土地は入っていないため、土地区画整理区域に基づいて、境界を定めてしまうと、この部分だけが飛地になってしまうため、この部分についても、港南二丁目から高輪三丁目に変更して飛地を生じないようにしています。

以上のように、町の形状について、線路に合わせて、境界をそれぞれ東側にずらしていくという形で町のエリアを定めていきたいと考えています。

次に町の規模についてです。

区内には様々な大きさの町の規模があり、一概に大小は言えませんが、今回は3つの区域に分け、それぞれの町区域として三田三丁目、高輪二丁目、高輪三丁目と割り当てることにより、それぞれの町区域の面積が突出しないように工夫をしています。

この結果、三田三丁目、高輪二丁目、高輪三丁目の面積が増え、逆に芝浦四丁目、港南二丁目の面積が減りますが、変更後の面積については、他の地域と比較しても極端な偏りは出ません。

続きまして、町の名称の定め方についてです。

協議案は、今の町区域を広げるという形で考えています。

すでに住居表示を実施した際に、定められた町名については、広く定着しており、協議案では、新たな町名は付けず、引き続き既存の町名を尊重して選択し、住居表示を実施すると考えています。

続きまして、今回の地域の住居表示整備を考えるにあたり、留意点について、ご説明します。

この協議案については、社会活動が行われている三田三丁目、高輪二丁目、高輪三丁目の区域、線路より西側の地域については、特段、住居表示の再整備は考えておらず、活動が行われていない、線路が走っていた部分を中心に住居表示の整備を考えており、必要な限度に留まっています。

また、町の境界については、新しくできる線路と道路により定め、明確性を確保するとともに、町の形状についても、これまでの町の区域を横に少し広げたり、縮めたりという形で現在に近い形状を保っていると考えています。

さらに、新しく住居・商業地域になる区域については、3つの町の区域の一部とするような形で位置づけることにより、それぞれの地域が全体として周辺と一体化してつながり、様々な交流ができる環境が整うという形で考えています。

これにより、今後、新たにこの地域に入っていらっしゃる住民の方々と、周辺地区の住民の方々と交流もしやすくなり、将来的には地域全体の活性化にもつながると考えています。

以上のような形で、今回、住居表示について協議案を作成しました。

これ以外に、他の案についても、検討しましたので、他の案について説明いたします。

資料の2-2のB案をご覧ください。

できる限り、影響が少ないという発想の基に、港南二丁目を少し西側に広げる案になります。B案の紫色の部分が新たに港南二丁目として考えていますが、これについては、いくつかの問題点があります。

安藤幹事

資料の2-3を合わせてご覧ください。

B案は町の境界について、一部を線路から国道15号に移し、他方で既存のこれまでの線路の部分を引き続き町の境界として定めていくというものですが、将来、線路が廃止された後は、町の境界が不明確になってしまう、また民地同士の境があり、往々にして変更の可能性もあるということで、その意味で町の境界としてはわかりにくい点がひとつの難点です。

また、B案については、芝浦四丁目、港南二丁目それぞれについて、線路を隔てて町が分断されるような形状になります。それらを考え合わせると、協議案としては望ましくないため、協議案としませんでした。

C案も検討いたしました。

この案は、新たに土地区画整理また再開発が行われる地域を、ひとつの町にし、これまでとは別の町にしてしまうという発想になります。

今までの線路の部分を一部そのまま境界として使うということが、ひとつの難点になります。

また、これまで高輪二丁目のエリアであった部分を、新たな町名の町にするという形で、特にこの辺りの方については、これまでの従来の町会との関係が途切れがちになり、地域社会が形成しづらくなっていくのではないかとという難点があります。

さらにこの新しくできる部分だけを、ひとつの町名とすることにより、新たに入居される方だけで、町づくりをしていくということについても、少し難点になるのではないのかと考えます。

そのような点から、C案も、最終的には協議案という形にはしませんでした。

以上、A、B、Cの中で、今回、区としては、3つの地域に分ける形で、線路に合わせて、それぞれ地域をスライドする形で、新たな町の整備案を最終的に協議案としました。

資料の説明については以上です。

田中会長

協議案についてのご意見、ご質問がありましたらお願いします。

《質疑応答》

A委員(代理)

協議案(A案)について、2点お聞きします。三田三丁目、高輪二丁目、高輪三丁目それぞれ拡大される形になっていますが、既存の国道沿いについても現状は同じ丁目になっています。郵便局では何丁目何番何号という形までが配達に係わりますので、新たにできたブルー、クリーム色、オレンジ色のところは何丁目何番について、改めて付定をするのか、現状のそれぞれの丁目に付け足して、例えば何丁目何番の後の何号を増やしていく考え方なのかというのが一点です。

もう一点が、高輪ゲートウェイ駅自体は、高輪二丁目の方にしか出られないと思いますが、駅の丁目自体は港南二丁目になるので、我々の作業の中ですと、全く違う町名の中の隣接していない地域の作業手順になるので、駅自体が高輪になるのかと思っていたという、感想になります。

田中会長

二点について回答をお願いします。

安藤幹事

第一点目の街区については、今の段階で新たに追加か、既存の番号にするかは決めていません。新たなエリアとなる部分については、追加した方がわかりやすいと一般的に考えられますので、支障がなければ追加するという事を考えています。

田中会長 B委員	<p>それから、駅につきましては、この案では、港南二丁目という住所になります。他にありますか。</p> <p>協議案（A案）について学校の通学区域の割り当てのところですが、三田三丁目、高輪二丁目、高輪三丁目、みんな御田小学校、三田中学校になっています。地図だけでは分かりにくいので、学校の所までの地図が欲しかったです。</p> <p>それと、三田三丁目は御田小学校、三田中学校へ国道の広い道を渡って行くという考えになっていて、芝浦小学校の場所が地図では分からないので、その辺の表示もお願いしたいと思いました。</p>
田中会長	<p>通学区域と芝浦小学校の少しわかりにくいところについて、合わせて説明をお願いします。</p>
山本幹事	<p>通学区域は、まだ決まっていません。現状、三田三丁目という住居表示の場合は、御田小学校になります。ただし、何丁目何番で分けている別の学区域もあります。三田三丁目にあてはめるとすると、御田小学校になります。</p> <p>位置については、わかりづらいですが、1街区に出来るマンションについては、御田小学校までの距離が1キロない程度かと思われます。他の学校でいうと、線路の上をどう渡るか分かりませんが、芝浦小学校とした場合は、もう少し短い距離になるのではないかと思います。</p>
田中会長 B委員 安藤幹事 田中会長 C委員	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>よく分からないので、地図が欲しかったです。</p> <p>地図は今は間に合いませんが、用意します。</p> <p>C委員、お願いします。</p>
増田幹事	<p>この高輪二丁目の4-1街区の中に小さく4-2街区とありますが、これはなぜ、4街区だけ1と2に分けられているのでしょうか。</p> <p>4-1街区、4-2街区の切れ目は、本来は1街区から2街区、3街区、4-1街区、5街区、6街区というところ、具体的にはJRさんの開発計画で仕切られています。4-2街区については、現在住まわれている方を含めて、形が整った中で、建て替えるというところがありますので、開発の切れ目というのが4-1街区、4-2街区と仕切られているということになります。</p>
田中会長 D委員	<p>他にありますか。</p> <p>現在番地が、二丁目何番とそれぞれ決まっていますが、番地を変えることのないようをお願いしたいと思います。この協議案（A案）は賛成ですが、高輪二丁目の4-2街区が、番地もすでに付いているので、この番地以降で付定してもらいたいと思います。</p> <p>住所変更等をする事になると、大変なことになってしまうので、そのようをお願いしたいと思います。</p>
安藤幹事	<p>協議案（A案）では、既存のものについては、手を付けず、新たな部分について付加していくと考えています。変更する予定はありません。</p>
田中会長 E委員	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>周辺道路の側線は、線路に沿った側線ということですか。こちらから向こうへ向かう道（線路を渡る道路）がどこにできるのかわからないのですが。</p>
田中会長 安藤幹事	<p>そのところについて、詳細に説明してください。</p> <p>第二東西連絡道路が、おぼけトンネルの横辺りに建設されます。（資料2-2、協</p>

議案A参照) 線路の下を通り、地上に上がってきます。以前、カナルサイド高浜という建物があって、今は取り壊して別の所に建設する予定になっていますが、その建設場所に合わせ、周辺に公園ができます。その公園の近くで地上に上がってくるイメージです。近くにある東京都の施設のそばに、上がってきて、既存の道路につながっていくという形になっています。

平成30年度の第一回協議会にてお配りした資料をご覧になれば、細かく記載した地図がありますので、参考にしていただければと思います。

田中会長

事務局は、今、その地図(第一回の協議会配付物)を持っているのであれば、お見せしてあげてください。

(地図をお見せし確認)

それでは、他にはいかがでしょうか。

もう少し周辺がわかる地図を次回までには用意をしたいと思います。

本日、協議案(A案)を説明いたしました。これに沿って、皆様からご意見を頂戴しましたが、この案が全く駄目ですということはないという理解でよろしいでしょうか。

今後、様々な事業において、できるだけ支障がないように考えていくということを重要だと考えています。

頂いたご意見を参考に、区において必要な部分の確認、検討、補足の資料の作成をさせていただきます。

4 その他

今後のスケジュール等の説明をお願いします。

田中会長
安藤幹事

次回の協議会については、令和元年7月12日(金)の開催を予定しております。委員の皆さまに開催通知を送付させていただきますので、ご出席の程、よろしくお願いたします。

また、今後の進め方と日程についてです。参考資料2をご覧ください。

本日、協議会において、区が検討しました町区域の変更等について、ご協議いただきました。7月12日は、今回の意見を踏まえた上で、整理した町区域の変更等の協議案の確認及び協議をしていただきます。それを踏まえて、区では、町区域の変更等の素案を決めさせていただきます。

それについては、皆さま各委員の方へは情報提供をさせていただき、合わせて、区議会に報告します。

さらにそれを踏まえ、区において、区民意見を聞くという形で、素案の説明、意見聴取を行います。その結果も、協議会委員の皆様へ情報提供させていただき、区議会に報告させていただきます。

一連の手続きを経たのちに、区として、町区域の変更等の素案を再検討し、時期的には9月中旬から10月頃に、町区域の変更等の素案という形で、改めて、住居表示協議会に示し、協議をしていただきます。

それを踏まえ、区において、町区域等の変更案を決定し、区議会に議案提出と進めてまいります。

田中会長

本件について、ご質問ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

田中会長	<p>確認ですが、次回の協議会は7月12日、午後6時30分からです。その後、皆さま方には情報提供を丁寧にさせていただきたいと考えております。</p> <p>第3回の協議会については、9月中旬から10月頃ということで、ある程度はここで確定させていただければと考えております。</p> <p>最終的には、11月に地方自治法に基づいて港区議会で、議案の提出をいたします。従いまして、議案可決後、来年の3月に町区域の変更を実施させていただく段取りを予定しています。</p> <p>来年の春、高輪ゲートウェイ駅の暫定開業という運びになっていますので、その段階では住所が決まっているということを目指していきたいと考えています。</p>
田中会長 安藤幹事	<p>5 閉会</p> <p>最後に、幹事から何かありますか。</p> <p>本日配付した資料について、不明な点や確認したい点等ありましたら、事務局である芝地区総合支所区民課窓口調整係まで、ご連絡ください。</p> <p>また、本日の資料の取扱いについて、1点お願いがございます。</p> <p>今後、本日の協議内容及び次回の協議会での協議内容を踏まえて、住居表示の再整備の素案作成に向けて作業を進めていき、案の内容を調整する場合もございますので、本日の資料の取扱いについては、十分ご注意くださいようお願い申し上げます。</p> <p>委員の皆様には、大切に資料を保管していただき、資料のうち、取扱注意と表示のある資料2、資料2-2、資料2-3については、コピーもお控えいただきますようお願い申し上げます。</p>
田中会長	<p>町会長の皆様におかれましては、各町会の皆様にお話をされることもあるかと思っております。お見せ頂くのは構いませんが、資料がひとり歩きをすると決まったような感じになってしまうこともございますので、その点をご承知をいただいたうえで、対応をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、令和元年度第1回港区住居表示協議会を終了いたします。本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。</p>